

日本学術会議第 24 期史学委員会
歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会
第 4 回議事要旨

1. 日時 平成 30 年 (2018) 12 月 7 日 (金) 10 時 00 分～12 時 00 分
2. 会場 東京大学史料編纂所大会議室 (福武ホール地下 1 階)
(東京都文京区本郷 7-3-1)
3. 出席者 青木睦、大友一雄、倉員正江、栗田禎子、久留島典子、佐野正博、高埜利彦、柳原敏昭、若尾政希
4. 議題

(1) 前回議事要旨の確認

確認された。

(2) 「アーキビストの職務基準書」をめぐって

この議題は、(3)に含めて議論した。

(3) 日本学術会議アーカイブズについて

はじめに高埜委員より、本分科会から日本学術会議創立 70 年記念企画案 (「日本学術会議の設立と組織の変遷—地下書庫アーカイブズの世界—」の学術会議 1 階ロビーにおける展示) を事務局に提出したこと、10 月 4 日に開催された日本学術会議総会にて学術会議文書の現状について報告を行ったことが述べられた。引き続き同委員より、資料「日本のアーカイブズ制度に果たした日本学術会議の取組み」をもとに報告があり、以下の諸点が指摘された。

1. 学術会議が 1949 年の発足以来、今日までアーカイブズ制度に関して 8 回の答申・勧告・要望・提言・報告を行っていること。
2. 学術会議が、早期から文化財保護とは区別される学術資料の保存の重要性、公文書館の必要性を認識していたこと。
3. 学術会議の勧告・提言が、歴史研究者、日本歴史学協会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会等による請願運動と連動して成果を上げてきたこと。
4. 学術会議内に歴史学系のみならず、人文社会科学系・自然科学系の委員も含めた広い視野をもったアーカイブズ問題に関わる特別委員会が設置されていたこと。
5. 学術会議の活動の直接・間接の成果として、文部省史料館 (現国文学研究資料館)・国および地方の公文書館の設立、公文書館法の制定などがあり、特に勧告の持つ意が大きかったこと。

これを受けて、次のような意見が出された。

1. 実効性のある勧告・提言を行うために、周到な戦略を立てることが肝要である。
2. 学術資料の保存・活用については科学史・技術史研究者も関心をもっている。アーカイブの対象を歴史資料に限定するのではなく、社会にとって有用な記録にひろげれば、学術会議全体の議論に発展させることが可能なのではないか。また、学術会議の歩みと

アーカイブズ問題を絡めたシンポジウムを開催することも有意義なのではないか。

3. 工学系研究者には業界団体それぞれがもつ資料が系統的に保存されているかについて関心がある。それらを社会的に利用できる仕組みを整備すること、企業の資料を受け入れるような運動が必要である。
4. 現在、主として自然科学系研究者が直面しているオープンデータの問題とアーカイブズの議論を連結させる必要がある。その際に北欧などの先進的な事例は参考になる。

(4)被災資料の保全について

青木委員より、本年7月の西日本豪雨で被災した愛媛県西予市の行政文書のレスキューについて、資料に基づいて報告があった。また、災害と公文書管理に関する各種アンケートが実施されていること、ユネスコ主催の「災害リスクを減少・管理するための、文書遺産保存に関するグローバル・ポリシー・フォーラム」が開催されることが紹介された。

(5)その他

若尾委員より、文化財保護法改正についてパブリックコメントを募集中であること、人間文化機構等によって「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」が展開中であることについて情報提供があった。

最後に、次回分科会は2019年4月以降に開催すること、今後、アーカイブズ問題については、対象を必ずしも歴史資料に限定せず、学会全体を巻き込んだ議論ができるような方向性を追求することが確認された。